

公益財団法人えどがわ環境財団ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人えどがわ環境財団（以下「財団」という。）の運用、管理するホームページ（以下「財団ホームページ」という）を民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び掲載基準)

第2条 財団ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、財団の公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団ホームページの公益性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 広告及びそのリンク先のウェブサイトの内容が法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に係るもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 広告の内容に関する責任の所在が不明確であるもの
- (7) その他、理事長が財団ホームページに掲載する広告として、適当ではないと認めるもの

(位置及び枠数並びに掲載料)

第3条 財団ホームページへの広告枠の位置及び枠数並びに掲載料は、別表のとおりとする。

(規格・要件等)

第4条 財団ホームページへの広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ（固定） 縦50 ピクセル、横150 ピクセル
- (2) ファイル形式 JPEG, GIF, PNG 形式（アニメーションGIF、透過GIF は不可とする。）
- (3) ファイルサイズ 50キロバイト以内

2 理事長は、広告原稿が前項の規定に反しているときは、広告原稿の修正を求めることができるものとする。

3 理事長は、前項の修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができるものとする。

4 広告原稿の修正又は取消しにより損害が生じても、財団は一切の責任を負わない。

(掲載期間)

第5条 財団ホームページへの広告の掲載は、毎年4月から翌年3月までの1年間を最長期間とし、この期間内の1箇月を単位として掲載を行うものとする。

(掲載申請)

第6条 財団ホームページへ広告の掲載を希望する者は、公益財団法人えどがわ環境財団ホームページ広告掲載申請書（第1号様式。以下「掲載申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(1) 掲載を希望する広告内容を明らかにする書類

(2) その他理事長が必要と認める書類

2 前項に規定する申込みは、1対象者1広告までとする。

(掲載又は不掲載の決定並びに掲載順位)

第7条 理事長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに掲載申請書を審査のうえ、掲載の可否を決定し、申請者に公益財団法人えどがわ環境財団ホームページ広告掲載通知書（第2号様式。以下「掲載通知書」という。）又は公益財団法人えどがわ環境財団ホームページ広告不掲載通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 理事長は広告の掲載を希望する者が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。ただし、同順位の者の中では、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

(1) 第1順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、江戸川区内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げるもの以外の企業等で、江戸川区内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業等

3 前項の規定によっても、広告の掲載を希望する者が第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告がこの要領の規定に反したとき

(2) その他、理事長が特に必要と認めたとき

2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消すときは、別記第4号様式による取消通知書により、広告主に通知するものとする。

(原稿の提出及び原稿作成経費)

第9条 掲載通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を第4条に規定する規格に適合するよう作成し、理事長が指定する期日及び方法により提出するものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、第3条に規定する掲載料を、理事長が指定する期日までに一括して納入するものとする。

(掲載料の不還付)

第11条 既に納付した掲載料は、還付しない。ただし、理事長が広告主の責によらないと認めるときは、掲載料の一部又は全部を還付することができるものとする。

2 前項の規定により掲載料の一部を返還するときは、1箇月を30日として日割り計算をし、1円未満の額が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、返還する掲載料には利子は付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、そのリンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、理事長へ届け出るものとする。

(その他)

第13条 財団ホームページへの広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合については、協議の上これを定める。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、財団ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表 (第3条関係)

ページ	枠数	掲載位置	掲載料 (一式)	
			月額	年額(12カ月)
1 財団ホームページのトップページ 各コンテンツのトップページ	30枠	下端部 ※申込順 で掲載	3,000円	30,000円
2 水とみどり・花の情報				
3 花とみどりの応援団				
4 自然動物園				
5 ポニーランド				
6 キッズページ				
7 えどがわ環境財団の案内				

付 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。